

《発行者》 協同組合 愛知労務協会
富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙

■住所

〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階
TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>
FAX 052-261-2612



目 次

1. 改正情報
2. 労務管理の基礎知識
3. 所長コラム

1. 改正情報

■ 子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得が可能に

令和元年12月27日に改正育児・介護休業法施行規則及び改正指針が公布又は告示されました。この改正により、**令和3年1月1日**からは、育児や介護を行う労働者が、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することができるようになります。

改正される内容は次のとおりです。

< 改正内容 >

◆ 改正前

- ・ 半日単位での取得が可能
- ・ 1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない

◆ 改正後

- ・ 時間単位での取得が可能
- ・ 全ての労働者が取得できる

◆ 改正のポイント

- ・ 上記の『時間』とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、労働者の希望する時間数で取得できるようにする必要があります。
- ・ 法令で求められているのは、いわゆる『中抜け』なしの時間単位休暇です。(※1)
なお、既に『中抜け』ありの休暇を導入している企業が『中抜け』なしの休暇とすることは、労働者にとって不利益な労働条件の変更となります。
- ・ 子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することが困難な業務がある場合は、労使協定を締結することにより、時間単位の休暇制度の対象からその業務に従事する労働者を除外することができます。困難な業務の範囲は、労使で十分に話し合って決定します。

(※1)

いわゆる『中抜け』とは、就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ることを指します

2. 労務管理の基礎知識

■ 男女雇用機会均等法のポイント

①性別を理由とする差別の禁止

◆配置・昇進・降格・教育訓練等についての性別を理由とする差別の禁止

業務の内容や職種について、当該労働者の能力や業務の内容、採用時の希望などの合理的理由により区分されているのではなく、性別を理由として次のような措置をとることは、男女雇用機会均等法では禁止されています。

【職種変更に関し禁止される措置の例】

- ・ 職種の変更にあたり、その対象から男女のいずれかを排除すること
- ・ 職種の変更にあたり、その条件を男女で異なるものとする
- ・ 一定の職種への変更にあたり、能力及び資質の有無等を判断する場合に、その方法や基準について男女で異なる取扱いをすること
- ・ 職種の変更にあたり、男女のいずれかを優先すること
- ・ 職種の変更について男女で異なる取扱いをすること



一般職から総合職への職種の変更について、その対象を男女のいずれかのみとすることや、職種の変更のための試験の合格基準を男女で異なるものとするなどとは違法となります。

3. 所長コラム

■ 阪神・淡路大震災あれから25年

阪神・淡路大震災1995年（平成7年）1月17日5時46分52秒、死者6,434人・負傷者43,792人・行方不明者3人・家屋被害全壊104,906棟・半壊144,274棟・全焼7,036棟・半焼96棟家屋の倒壊で大勢が亡くなりました。

厚生労働省の調べでは、1995年1月～6月の死者のうち窒息・圧死が77%に達し、高齢者に被害が集中し、神戸市では死者のうち60歳以上が59%でした。

25年経った今、僕は64歳。今にも来るであろうと言われる東海大地震に遭遇すれば6割近い確率で死を迎えることとなる。

阪神・淡路大震災後16年を経た2011年3月11日、東日本大震災を被災し多くの犠牲者から教訓を学ばなければならない。眼鏡をかけている僕は、眠るとき必ずメガネケースに入れ眠りにつく、眼鏡が割れ、代わりも破損、闇夜の中を眼鏡なしで脱出できるか、足元にはスリッパを用意する（ガラスが割れ歩くことができない）などなど、単純なことだがその単純な備えが命を守ることにすると多くの命が教えてくれている。

合掌



震災以降、大きな被害をもたらす地震や災害が日本各地で発生し、自然災害の増加を実感している方も多いと思います。『いつか』ではなく、『今』かもしれないという災害意識は常に持っていたいものです。